

# 青谷かみじち史跡公園展示施設愛称募集要項

## 1 目的

令和6年3月24日にオープンする鳥取県立青谷かみじち史跡公園では、青谷上寺地遺跡を知って、楽しんでいただくための施設として展示施設を建設しました。このたび、多くの皆様に親しまれ、愛着を持ってご利用いただけるよう施設の愛称を募集します。

## 2 施設のコンセプト

- ・青谷上寺地遺跡のことを楽しく学べるガイダンス棟と弥生の工芸美を鑑賞できる重要文化財棟の2棟で構成されています。
- ・ガイダンス棟は、県産材をふんだんに使った木造で、広い体験学習室、屋外へ広がる多目的デッキなど明るく開放的な使い方が可能です。
- ・重要文化財棟は、出土品の良好な展示・保存環境を維持するため鉄筋コンクリート造りで、落ち着いた空間の中でじっくりと展示品を鑑賞できます。

## 3 応募要領

(1) 応募資格 鳥取県内外を問わず、どなたでも応募可

(2) 応募内容

- ①施設のコンセプトを表現した、誰もがわかりやすく、親しみやすい愛称を募集します。
- ②自作かつ未発表で、第三者の権利を侵害しない作品に限ります。著作権のあるキャラクター等がイメージされるようなフレーズはご遠慮ください。

(3) 応募方法

所定の応募用紙（チラシ裏面）に下記必要事項を記入のうえ、郵送、メール、ファックス、又は電子申請により応募してください。応募は一人一点限りです。

- ①施設の愛称（ふりがな）
- ②名づけの理由・愛称の意味など（最大100文字程度）
- ③氏名（ふりがな）、年齢、郵便番号、住所、電話番号

(4) 募集期間

令和5年12月27日（水）から令和6年2月16日（金）まで

(5) 応募先・お問合せ先

〒689-0592 鳥取市青谷町青谷667番地 鳥取市青谷町総合支所2階  
とっとり弥生の王国推進課青谷かみじち史跡公園準備室  
「青谷かみじち史跡公園」愛称募集 係

電話 0857-85-5011 ファクシミリ 0857-85-5012

メール [tottori-yayoi@pref.tottori.lg.jp](mailto:tottori-yayoi@pref.tottori.lg.jp)

## 3 作品選考・表彰など

- ① 応募名称に受付番号を付し、事務局にて一次審査を実施し（同一名称が複数ある場合はすべてを候補として選出）、候補10作品程度を選出します。
- ② 青谷かみじち史跡公園展示施設愛称審査委員会（仮称）が審査を行い、最優秀賞1点と優秀賞3点を決定します。複数の応募がある場合は、抽選により決定します。
- ③ 最優秀賞には賞金5万円と弥生グルメセット、優秀賞には弥生グルメセットを贈呈します。
- ④ 審査結果は入賞者本人に直接通知し、3月24日の史跡公園開園式での表彰式で公表し、ホームページにも掲載します。

## 4 個人情報の取扱い

(1) 応募作品に係る個人情報については、作品の審査・発表、入賞者の表彰、応募状況の集計・公表（統計的に処理し、個人を特定する情報は含まない。）以外の目的で使用することはありません。

(2) 入賞者の発表の際には、入賞者の住所（都道府県及び市区町村名に限る。）、氏名、年齢を公表します。

## 5 注意事項

- ・最優秀作品は青谷かみじち 史跡公園展示ガイダンス施設のPRに広く利用します。
- ・最優秀作品の著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。）、商品化権、使用权、商標権その他一切の権利は、鳥取県に帰属します。応募者は応募作品に関し、著作者人格権に基づく権利行使は行わないこととします。
- ・応募にかかる一切の費用は応募者の負担とし、応募作品は返却しません。
- ・郵送中の作品の紛失については、責任を負いません。
- ・入賞作品が既に発表されているものと同じ、或いは類似していることが判明した場合には、審査結果発表後であっても採択を取り消すことがあります。
- ・応募作品について、第三者からの権利の侵害、損害賠償等の主張がなされた場合、受賞者は自己責任において解決を図るものとし、鳥取県は一切の責任を負いません。
- ・応募をもって、この募集要項に関する全ての事項に同意したものとみなします。